

役員任期無料お知らせサービス「リ mainland」

■利用条件

- 以下の書類を、メール、郵送、FAX等でご提供いただくこと
  - ①登記事項証明書（又は登記情報）
  - ②定款
  - ③株主名簿（又は株主の住所・氏名・持株数の情報）  
（全てコピーでOKです。書類が見当たらない場合はご相談ください。）
- 役員任期に影響する定款変更（下記）や、商号や本店、電話番号、メールアドレスの変更があった場合、当事務所にお知らせいただくこと  
※下記の例にかかわらず、定款変更するたびに新しい定款をご提出いただくのが無難です。

役員任期に影響する定款変更の例

- ①役員任期規定の変更・設定・廃止
- ②事業年度の変更
- ③全部又は一部の株式つき譲渡制限を廃止する変更
- ④指名委員会等設置会社の定めの設定・廃止
- ⑤監査等委員会設置会社の定めの設定・廃止
- ⑥その他、役員任期に影響する定款規定（法律改正によるものも含む）

- 当事務所からのニュースレター、年賀状等の発送にご同意いただけること

■免責事項

- 利用条件を満たさなかった場合、正確なお知らせができかねる場合があります
- 当事務所の司法書士が廃業・死亡した場合、このサービスは終了します

----- 申 込 書 -----  
すずな司法書士事務所 御中

当社は上記利用条件及び免責事項に同意した上で、役員任期無料お知らせサービス「リ mainland」に申し込みます。

本店・主たる事務所 -----

商 号 ・ 名 称 -----

代 表 者 ----- 印

郵送での送り先 : 〒061-1104 北広島市西の里北4丁目6番地5  
すずな司法書士事務所  
司法書士 玉川 和

FAXでの送り先 : 011-351-5590

メールでの送り先 : tamagawa\_n@yahoo.co.jp

申込書送付時、①登記事項証明書又は登記情報 ②定款 ③株主名簿又は株主の住所・氏名・持株数の情報を添付してください。紛失の場合は空欄にその旨をご記入ください。